作業部会及び各課等から出された市民検討委員会中間報告に関する意見とその対応案

【1】特に注意すべき点

- 作 7-1 市民参画の対象(4)において、公共の用に供される施設とあるが、施設規模・種類によっては、限定された地域のみに影響するものなどがあり、注意を要するのではないか
- **課 7-1 市民参画の対象(4)**の基準を明確にすべきではないか
 - → 公共の用に供される「大規模な」施設とし、対象となる事業規模を施行規 則で定め対応する **修正**
- 作 市民参画推進条例は、例規上は条例として北本市自治基本条例と同格のものであるため、市民参画推進条例で使用する用語は北本市自治基本条例で定義したものを使用すると定義しておく必要がある
- 課 「市民」と「参画」の定義を改めて整理する必要があるのではないか
- |作| 2 定義の部分で、市民参画とは何かを明確に記載すべきではないか
 - → 「北本市自治基本条例に規定する用語の意義による」という規定を追加 する。**修正**
 - → 北本市自治基本条例第3条第1項第1号では、「市民」を「市内に住み、 市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内に事業所を置く次号に規定 する事業者をいう。」と規定している。

「参画」は、政策を決定するものではなく、あくまでも市政の重要事項を決定する際に市民に意見を述べる機会を提供するものであるため、「北本市に関係する人がみんなで力を合わせてまちづくりを行う」という北本市自治基本条例の趣旨から、特に市内に住所を有するか否かで制限を設けるものではないと考える。解決

また、「参画」は、北本市自治基本条例第3条第1項第5号で「市長等が行う政策の企画立案、実施及び評価の各過程に参加することをいう」と規定しており、評価の段階の参画は北本市自治基本条例第12条で規定する行政評価のしくみの中でその方法を規定、事業実施段階の参画は、その事業に応じて参画を考えるものと捉え、この条例ではあくまでも政策の企画立案時の参画について定めるものとして整理する。解決

- |作|| 5 市長等の役割として「市民に対する説明責任」を明記すべきではないか
 - → 市長等の説明責任については、北本市自治基本条例第14条に規定している **解決**
- 作 条 例 の目 的 について パブリック・コメント手 続 についての記 載 がないが記 載 すべきではないか
 - → パブリック・コメント手続についても目的に記載する **修正**
- 作 参画の方法と実施について、参画の方法として列挙されながら実施から取り除かれている内容があるのは修正が必要ではないか
 - → 行政が市民に働きかける参画と市民から積極的に参画するための制度 を分離し、参画の方法には、行政が市民に働きかける参画の部分を規定 する。

インターネット・モニターは市民登録制度と統合し、参画の方法とは別に 定める。また、市民政策提案制度も参画の方法とは別に定める **修正**

- |作| インターネット・モニターについて、登録者を制限しないとあるが、その場合、情報を示威的に操作される危険性があるため、何らかの制限が必要ではないか
 - → インターネット・モニター制度については、現状でも、あくまで事務担当者が 行政事務を進めるうえで参考とするものと位置づけており、現制度を継続 するものであるため、問題ないと考える 解決
- |作| 市民政策提案制度について、市長の手紙と同様に苦情を受け付ける制度にならないように政策の定義をきちんとしておく必要があるのではないか
 - → パンフレット等であくまでも政策の提案を受け付けるものであるということを PRする。

政策として該当しないものは受理しない 解決

- 課 **7-2市民計画の除外事項**における「軽易なもの」は改めて定義が必要ではないか
 - → 「軽易なもの」については、軽易なものか否かで判断する。適用除外事項については、特に定義を設ける必要はないと考える 解決

【2】位置づけが必要な項目

- 作 8 参画の方法(2)審議会等の公募委員の人数については、「男女の割合」 のように比率を定めた方が良いのではないか
- 作 審議会の構成について、公募の人数と男女比については、絶対条件にする と実施・運用が苦しくなると思われる
 - → 検討事項とする

<参考>他市の事例

- · 具体的割合を規定 大和市「3分の1」 久喜市·小金井市「30%以上」
- ・公募委員の比・男女の比・年齢構成・兼職等に配慮するという規定 下関市 鹿児島市 相生市 和光市 浦安市 吉川市 海老名市 宗像市 伊勢崎市 坂戸市 伊達市 春日部市 印西市 苫小牧市 日高市 北広島市 奥州市 座間市 ほか

さらに、附属機関の委員の選任基準の見直しを図る必要があるか

要 検 討

- 部 パブリック・コメント手 続 以 外 の市 民 参 画 の方 法 についても、市 民 参 画 を求める時 期 を定 める必 要 がある
 - → 3 基本原則 (2)に盛り込んでいる 解決
- 部 パブリック・コメント手続について、現在、寄せられる意見が少ない状況であるため、意見が出やすいように政策の具体策を盛り込む必要がある
 - → パブリック・コメント手続は、議会に提案する前に行政がまとめた案を市民に提示し、意見を求める制度であり、出された意見が多ければよいというものでもない。市民検討委員会でも意見の提出数が少ないことが議論されたが、結論として、パブリック・コメント手続実施までに事業の内容を判断できる材料を市民に的確に情報発信することが重要であるという結論に至った。

市民検討委員会報告では、市民参画の実施について、パブリック・コメント手続とその他1以上の参画手続を実施すべきことを提案しており、その他1以上の市民参画手続を的確に実施し、最終手続となるパブリック・コメント手続の意見が少なくなることが望ましいと考える 解決

【3】その他の意見

- |作| インターネット・モニターについて、年齢・人数を制限せず、市民の定義も広いため、そこで得られた情報をどの様に活用していくか考えておく必要がある
 - → 市民登録制度(市民参画推進員制度)と統合する モニターの結果については現在も参考程度としている(現在の運用を継続する) **解決**
- 作 11 出された意見の取り扱い及び実施記録の作成と公表について、8参画 の方法(8)の取扱いをどうするか、検討が必要と思われる
 - →(8)を参画 の方法 から除 外 する **修正**
- 作 11 出された意見の取り扱い及び実施記録の作成と公表について、「(2) 市民参画手続を実施した際には、その記録を作成し、公表する」とあるが、 9 参画の実施(マッチング・ルール)を行ったものはすべて公表ということか
 - → 11に記載のとおりすべて公表する **解決**
- 作 8 参画の方法 (4)アンケートについては、数値として結果が明確となるため、結果の取り扱いについて十分に検討する必要がある(回収率が低い場合など)
 - → 実施したものについては必ず公表する アンケートを実施する際に設問 設計をしっかりと行う **解決**
- |作|| 予算編成について、財政計画や予算編成方針を市民に広く公開し、予算編成前の事業に関する意見の募集を行うべきではないか
- |部||予算編成にこそ市民参画を求めるべきではないか
 - → 市民参画条例で予算編成を市民参画の対象としているまちがいくつ かある。市民検討委員会でも議論されたが、予算編成についての市民 参画は、現段階では位置づけず、今後継続して検討すべきとした 解決

- 作 市民による行政評価については、どのような位置づけにするのか
 - → 行政評価については、北本市自治基本条例の第12条に規定しているため、行政評価制度を整備し、その中で行政評価に対する参画や公表のしくみを規定すべき 解決
- 作 公 開 / 非 公 開 の 別 が ある 審 議 会 制 度 について、どのような位 置 づけを行う のか
 - → 会議の内容が非公開の審議会は、非公開の理由を説明する必要が ある **解決**
- 作 パブリック・コメント手 続 については、市民参画推進条例と別に定めるべき 案 1 行政手続条例の中に規定する 案 2 パブリック・コメント手続条例として単独で制定する
 - → 市民検討委員会との協議により決定する 要検討
- 作 市民に対しても自らの発言と行動に責任を持ってもらえるものにしていく必要がある
 - → 市民の役割に記載している **解決**
 - ※ 意見提出先
 - |作| 「作業部会」から提出された意見
 - 課 「各課」から提出された意見
 - 部 「部長」から提出された意見